

令和6年度秋田県農地中間管理機構の活動方針

令和6年4月
秋田県農地中間管理機構

令和6年度は地域計画の策定とその実現に向けた取り組みが進められることから、本県の強みである「4者連携協定」に基づく連携・協力体制を活用しながら、基盤整備事業との一体的な推進等を進め、担い手への農地集積・集約化を一層加速させる活動を展開する。

1 目標面積

農地集積の目標面積は3,500haとする。

(参考) 本県の担い手が利用する農用地面積の目標

※ 県新農林水産ビジョンより

年 度	平成24年度	令和4年度 実績	令和7年度 目標	令和11年度 目標
耕地面積①	150,100ha	146,288ha	144,455ha	142,650ha
うち担い手が利用する面積②	99,027ha	115,607ha	122,789ha	128,350ha
担い手への農地集積率(②/①)	66%	79.0%	85%	90%

2 重点取組事項

(1) 「地域計画」策定等に係る支援活動の強化

令和6年度末までに策定が求められている「地域計画」については、県及び市町村等が実施する「地域計画策定推進緊急対策事業」の活動に積極的に参画し、地域の主体的な取り組みを支援する。とりわけ中山間地域では担い手が不足しており、遊休農地の拡大が懸念されるため、先進地の集積事例を提示するなどの支援を行う。

また、農地中間管理事業開始から10年が経過し、契約満了となる農地の再契約を着実に推進する必要がある。さらに農地の集積は進展しているものの、集約化が課題となっているため、業務委託先である市町村等や県、農業委員会、土地改良区、JAによる「4者連携協定」と連携・協力しながら、「目標地図」に位置付けられた担い手への農地の集約化を推進する。

(主な取組)

市町村キャラバン実施等による推進体制の再構築／県推進チームでの定期的な情報共有／市町村等事業担当職員への法改正対応業務説明会の開催／「地域計画策定推進緊急対策事業」への参画／土地改良区やJA等関係団体への個別訪問／現地研修会の開催／マス媒体を活用した事業PR等

(2) 基盤整備事業との一体的推進による農地集積・集約化の加速

本県の強みである基盤整備と一体となった農地バンク事業を引き続き推進するため、モデル地区を中心に関係機関とより一層の連携体制の強化を図りながら地域の取り組みを支援する。

推進に当たっては、土地改良区への個別巡回により現場の最新情報をいち早く把握しながら、機構関連ほ場整備事業計画地区での集積・集約化を進めるほか、モデル地区の内、集積率の進捗が低調な地区に対する課題把握と実践に係る支援を行う。また、引き続き集積事務の円滑な執行を図るため、土地改良事業団体連合会と連携して業務を推進する。

(主な取組)

あきた型ほ場整備、機構関連事業との一体的推進／機構関連事業採択希望地区へのきめ細やかな対応／土地改良区の個別訪問／モデル地区の情報を網羅した「地区カード」の更新・共有／事業検討地区でのきめ細やかな説明会の開催／簡易な基盤整備の実施／土地改良区等が主体となった集約化の取組／土地連へのほ場整備地区の貸付希望農地取りまとめ業務の委託等

(3) 新規就農や規模拡大意欲の高い担い手への農地情報発信の強化

新規就農予定者の円滑な就農開始と定着を図るため、研修期間中から就農農地を確保するスタンバイ農地事業を引き続き実施するほか、市町村・農業委員会と連携し、中間保有地を始めとする受け手を探している農地等について、詳細な情報（農地の状況、現況写真等）をウェブサイトに掲載し、新規就農者や新規参入者、広域な集積を進める担い手等に対し広く農地情報の提供が可能な情報発信体制強化を図る。

(主な取組)

県及び市町村研修機関との連携強化／秋田県スタンバイ農地事業の活用拡大／関係機関との連携による農地情報の収集／ウェブサイトを活用した農地情報提供体制の強化／県農業経営・就農支援センター、市町村等研修施設との情報共有等連携強化

(4) 果樹産地等における集積・集約化の推進

果樹園地については、農地バンクを活用した事例が徐々に普及してきていることから、引き続き、農地バンク現地指導員、県樹園地マッチング推進員の一体的な活動を通じてマッチング活動を展開するほか、果樹産地協議会の活動と連携しながら樹園地再生と廃園防止を図る。

また、異業種との連携による農地集積に向け、県や関係機関、業界団体との定期的な情報交換とマッチングの事例づくりに努める。

(主な取組)

果樹経営支援対策事業と併せた果樹園地集積の推進／農地耕作条件整備事業・遊休農地解消緊急対策事業等の活用／卒業種からの参入希望者の個別マッチング等

3 関係機関との連携による継続的な事業推進

秋田県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(令和2年3月改正)、農地中間管理事業規程(令和5年10月改正)及び農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る協定書(令和元年10月)を基本としながら、法改正後においても、「地域計画」に基づく担い手への農地の集積・集約化を更に推進し、担い手の経営基盤の強化と遊休農地発生防止を推進する。

